

建設工事・建設コンサルタント等 変更届につきまして

次の場合に該当するときは、速やかに一般競争参加資格申請書変更届（建設工事）、または一般競争参加資格申請書変更届（建設コンサルタント等）と各添付書類を経営企画部会計課まで郵送により提出してください。なお、提出は1部で結構です。

行政書士等に委任する場合は、あわせて委任状を提出してください。

1. 有資格者が次の事項を変更した場合

変更事項	添付書類
本社（本店）	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
商号又は名称	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
代表者の氏名	商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
本社電話番号・FAX 番号・メールアドレス	添付書類不要
営業所の名称・所在地・電話番号 （建設コンサルタント等は不要）	建設業法第11条の規定による変更届出書の写し（第1面及び第2面）

2. 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

- (1) 死亡したとき
- (2) 法人が合併により消滅したとき
- (3) 法人が破産により解散したとき
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- (5) 廃業したとき（一部廃業も含む）※廃業届写しの提出が必要
- (6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
- (7) 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

【その他】

●上記以外の事項については、変更届提出の必要はありません。例：経営事項審査結果通知書（更新）

●登録工種の追加・合併・分割・譲渡・JV・民事再生による再申請については変更届ではなく、新規申請提出書類（随時申請）が必要です。

●変更届に記載する認定日は「トップページ」→「申請の手続きについて」ページに掲載してる有資格者公表名簿〔アイウエオ順〕をご参照ください。

●受付印が必要な場合は、変更届の写しと返信用封筒（切手貼付）の同封をお願いします。

【送付先住所】

〒113-0034

東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル7階

日本下水道事業団 経営企画部会計課

【変更届に関する問い合わせ先】

日本下水道事業団 経営企画部会計課 電話：03-6892-2008

※受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00をのぞく）